

平成 26 年 12 月 18 日制定

本マニュアルは、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部動物実験規程（以下、「規程」という）」第 19 条に基づき、本学における飼養保管施設（以下、「施設」という。）、動物実験および実験動物の飼養の作業標準を定めることを目的とする。

1. 実験動物実施者及び飼養者の責任と心得

- (1) 実験動物実施者等及び飼養者（以下、「実施者等」という）は、動物実験の実施にあたっては「3R の原則」に従い、実験の目的を達することが出来る範囲において、代替法の利用および使用動物数の削減に配慮すると共に、実験動物に与える苦痛を軽減しなければならない。
- (2) 安全管理に注意を払うべき動物実験および実験管理については、関係法規等に従うものとする。
- (3) 実験動物が実験目的以外の傷害を被り、または、疾病に罹った場合は、適切な治療等を行う。この場合の治療等には安楽死処分も含まれる。
- (4) 施設内で飲食を行わず、施設の秩序および清潔の保持、ならびに設備を常に良好な状態に保つため、施設のルールを遵守しなければならない。
- (5) 実施者等が故意または重大な過失により、施設・設備を破損しあるいは紛失した場合、その損害を補償・修理しなければならない。

2. 施設の概要等

- (1) 本学の施設は、次のとおりとする。

飼育室

4 号館 208 号室

実験室

4 号館 206 号室

4 号館 205 号室

4 号館 212 号室

- (2) 施設で飼養できる動物は、ラット、マウス、ハムスターに限定する。
- (3) 以下の特殊実験については禁止する。
 - ・放射性同位元素および病原体を用いた動物実験
 - ・感染実験 安全度分類：BSL1 以上の動物実験
 - ・遺伝子組換え 区分：P1A 以上の動物実験
 - ・クロロホルム等の特定化学物質を用いた実験（含化学発癌・重金属）

(4) 施設の機能上、維持不可能な感染症動物については、飼養を禁止する。

3. 施設利用の原則と資格

- (1) 施設の利用目的は、学長が研究・教育・その他本学の運営上必要と認めるものに限定する。
- (2) 施設の利用者は、本学教員および学生とする。ただし、共同研究者など学外の研究者が学長に利用の申出を行い、学長がこれを許可した場合は、この限りではない。
- (3) 教育訓練を受講しなければ、施設の利用を開始することはできない。
- (4) 管理者または実験動物管理者は、実施者が他に著しく迷惑を及ぼす場合、実施者に注意を与え、さらに学長の承認のもと、当該実施者の施設利用を制限することができる。

4. 飼育器具・実験器材等の使用等

(1) 飼育器具・実験器材は、洗浄し、アルコールで消毒・殺菌したものを使用する。

5. 麻酔、機械・装置類の導入および取扱いについて

- (1) 動物実験に使用できる麻酔は、別表1のとおりとする。
- (2) 動物実験に使用する麻酔は、鍵のかかる場所に保管しなければならない。
- (3) 施設内での実験動物間および動物から人への感染症発生防止の観点から、本学以外の飼養保管施設および実験室で使用した機械・装置類を施設に持ち込むことは、原則としてできない。ただし、実験上必要であることを学長へ申請し、学長が許可した場合は、持ち込むことができる。
- (4) 施設に常備されている機械・器具類については、慎重に取り扱うこととし、実験動物管理者の許可なく移動させてはならない。

6. 実験動物検収(導入)

- (1) 実験動物取扱業者を除く本学以外の飼養保管施設および実験室で飼育された実験動物を、本学に導入することはできない。
- (2) 検収は、書面をもって行うことができる。
- (3) 実施者等は、実験動物導入時に、動物の性別、匹数、異常動物（立毛、ファイティング、衰弱、死亡等）の有無を確認する。異常動物を発見した場合は速やかに業者へ連絡し、返品、または交換の処置をとる。
- (4) 異常がなかった場合、あらかじめ準備したケージに入れる。

7. 実験動物の配置

- (1) 飼育室への実験動物配置は、実施者等が行う。
- (2) 飼育室において、飼育ケージの位置を無断で所定の飼育棚や飼育装置から変更するこ

とはできない。

- (3) 他の実施者の実験動物に、接触することはできない。

8. 馴化

- (1) 実験動物を飼養環境へ慣れさせるため、実験への使用前に一定期間の馴化を行う。

9. 飼料および飲水

- (1) 実験動物の飼料については実施者等が購入・準備し、原則として1日1回実験動物に与えなければならない。
- (2) 給水は、自動給水方式および給水ビン方式等飼育装置に適した方式により、必要に応じてできる限り頻回に実験動物に飲水を与えなければならない。
- (3) 給餌ビン、給水ビン、給水ノズル付蓋は、洗浄したものを使用する。

10. 実施者等による飼養の方法等

- (1) 施設内の飼養については、実施者等が実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切に行う。
- (2) 動物の系統維持および繁殖については、実施者等が行う。
- (3) 異常実験動物を発見した場合、実施者等は実験動物管理者に報告しなければならない。
- (4) 施設の所定の場所に設置された清浄飼育器具・器材類を使用しなければならない。
- (5) 原則として、ケージは週1回の頻度で清浄ケージに交換する。
- (6) 床敷飼養ケージは、週1回の頻度で清浄ケージに交換する。実験の都合上、ケージ内の飼育動物数が多い場合、より頻繁にケージ交換を行わなければならない。
- (7) 実施者等は使用済みの汚染飼育器具・器材類を所定の洗浄場所で洗浄し、乾燥させ消毒を行い、所定の場所に保管しなければならない。

11. 実験動物の持ち出しと再度持込み

- (1) 実験動物を持ち出し、施設外の未承認実験室で実験することはできない。
- (2) 施設外に持ち出した実験動物を、再度持込むことはできない。

12. 実験終了後の実験動物

- (1) 実施者等は、実験終了後、当該実験動物に回復の見込みがない場合は、適切な方法で安楽死させなければならない。
- (2) 安楽死の方法は、原則として麻酔薬の過剰投与とする。頸椎脱臼で安楽死させる場合は、当該手技について精通している者のみが行えるものとする。
- (3) 実験動物の死体については、吸水紙に包んで袋に入れるなどの適切な処理を行い、施設外への搬出まで冷凍保管するなど、人の健康および生活環境を損なうことのないよ

うに適切な措置を取らなければならない。

13. 飼育器材の洗浄

- (1) ケージ洗浄は、原則として湯浴中に浸水したうえで行き、アルコールで消毒する。
- (2) 洗浄済ケージ類は、乾燥棚に置き乾燥させる。
- (3) 洗浄後は、アルコールで手指消毒を行う。

14. 衛生管理およびクリーニング

- (1) 動物飼育を行う場合、マスク、および手袋を着用し作業を行う。
- (2) 飼育室には手指消毒液を常設する。
- (3) 実施者等用実験衣は随時洗濯・乾燥を行った後、専用ロッカーに入れておく。
- (4) 飼育室に入室する場合、該当する飼育室用の専用サンダルに履き替える。
- (5) 実施者等用サンダルは月 1 回洗浄を行う。
- (6) 飼育室の清掃は使用した度毎に必ず、掃除機または箒で行う。

15. 実験室の廃棄物および廃液等

- (1) 実施者等は医療産廃物（血液付着・鋭利物(注射針等)）、実験廃液、動物の死体などを分別し、施設外への搬出まで施設内のディープフリーザーに保管すること。

16. 緊急時の対応

- (1) 地震、火災、気象激変時や事故を発見した場合は、すみやかに管理者に連絡すること。管理者に連絡が取れない場合は、飼育室にある「緊急事態発生時連絡対応図」を参照し対応すること。
- (2) 飼育室退室の際、ケージの蓋、扉あるいは留め金が完全に閉まっていることを確認するなど、実験動物の逸走防止および実験による事故の防止に努めること。
- (3) 緊急時の対応は、別に定める。

17. 実施者等の負傷時の対応

- (1) 実施者等が負傷した場合、そのケガや容体の程度を速やかに健康管理センター(内線 4704 または 4003)へ報告し、緊急度・重症度が高い場合は救急通報(119 番)する。
- (2) 咬傷、搔傷の場合、大量の水道水で十分に洗浄し血液を絞り出す。ヨード系消毒液やアルコール等により消毒を行う。殺菌ガーゼ等で止血し、重傷、または感染症の心配がある場合は、健康管理センターの指示を受け、必要に応じて病院で医師の診断を受ける。
- (3) 予後についても十分注意を払い、違和感を持ったときには健康管理センターに相談すること。

18. 実験動物の逸走およびその防止

- (1) 飼育ケージからの脱出が疑われる場合、(逸走中の動物を発見した場合も含む)、施設外に逸走しないような処置を執り、直ちに捕獲する。
- (2) 捕獲できなかったものの、飼育室からの逸走の可能性が低い場合は、飼育室のドアに「実験動物逸走中」と掲示し、アニマルトラップを設置する。

19. 改廃

- (1) このマニュアルを改廃しようとするときは、委員会に諮り、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

このマニュアルは、平成 26 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成 31 年 3 月 13 日から施行する。

別表 1 (第 5 関係)

	名称	備考
動物実験で使用が認められる麻酔薬	ペントバルビタール	吸入麻酔薬(イソフルラン、セボフルラン)と併用する場合のみ使用可とする。単独使用の場合は、麻酔薬として認められない。
	イソフルラン	-
	セボフルラン	-